

令和4年2月4日  
航空局安全部

## 令和3年度上半期に発生した「航空運送分野」の安全情報の公表

### ～「第30回航空安全情報分析委員会」の結果概要～

令和3年12月22日（水）に、第30回航空安全情報分析委員会を開催し、「航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告（令和3年度上半期）」をとりまとめました。

#### 1. 航空安全情報分析委員会について

航空法（昭和27年法律第231号）第111条の4に基づき、本邦航空運送事業者は、航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態（安全情報<sup>注</sup>）について、国土交通大臣に報告しなければならないこととなっており、同法第111条の5に基づき、国土交通大臣は、毎年度、航空輸送の安全にかかわる情報を整理し、公表することとなっています。

また、国土交通省では、これに加えて、毎年度上半期終了後に航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告をとりまとめることとしており、これらの公表を適切に実施するため、6ヶ月毎に本委員会を開催しています（委員名簿は別紙1参照）。

注）「安全情報」とは、航空事故、重大インシデントその他の安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を指します。

#### 2. 議事概要

- （1）航空安全をめぐる最近の動向及び航空安全の向上のための取組みについて、航空局より報告しました。
- （2）令和3年度上半期に航空運送事業者において発生した航空事故、重大インシデントその他の安全上の支障を及ぼす事態について、評価・分析を行うとともにとりまとめを行い、その内容を「航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告（令和3年度上半期）」として以下のURLにおいて公表することとしました。（概要は別紙2参照）。  
[https://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000188.html)
- （3）第31回航空安全情報分析委員会は、令和3年度に報告された安全情報について評価・分析等を行うことを議題として、令和4年6月頃に開催することとしました。

問い合わせ先：航空局安全部航空事業安全室 北野 石田  
代表：03-5253-8111（内線：50146、50160）  
直通：03-5253-8097  
FAX：03-5253-1661